832
97
305

十三月乙巳晴

一重服落小男舎人氏哲根露云

一小社四社仮遷宮日時勘文陰陽寮ヨリ差出

擇申

小森社　藤木二社　竹ヶ鼻鎮守社仮遷宮日時

今月十八日時酉戌

同月十九日時酉戌

右擇申如件

安永六年十二月十三日　陰陽従五位上倚顕

許十八日執行のこと変

一白砂を葺日雇二人分事

一木司陰陽、業内ニ而雇事

一十六日四社仮令洗掃除木月番ヨリ附ル

一十八日朝申刻ヨリ入ル　この前書

一神人ヨリ申刻ヨリこの事

一松明ヲ氏神小名小社ヨリ入ル、この子共ヨリ

一仲間小者四人ヨリ附ル事

十五日丁未晴

一竹ヶ鼻小社擁地未ヲシ寺ヨリ受ケ

十六日戊申晴

一竹ヶ鼻該当社榊苑ヨリ苑榊陰陽大夫占ヘ

一擁地地祭入用之不書　陰陽大夫占ヘ

一御酒鐚一対　一御洗米　一御供　五枚

一土器　十七枚　一五穀（モミ　ムキアハ一合一五色紙三枚ヲ包ム）

一竹二三寸許一枚　一注連縄（榊苑ヨリ）

一弓弦四本　一白幕二張

一膝突　一人　一人

832
97
305

一 夜迎高山社四社役之 以上
出乃事
十七日己酉晴
一 武日寄合 家氏格被露之間
一 神主ゟ乃文 社務代御造営事 無変勤之
来廿一日ゟ御
評 五斗ニ而 ゟ後年番中、ゟ附
十八日庚戌曇酉刻ゟ雪降罕計
一 今晩小森社 前木社二社行ケ 鎮守社以上四社役迎之
月番無統代無覚無資未刻比ゟ 伸る小者四人ゟ呉迄幕
以下ゟ備之中剋比ゟ修理方氏雄当院雪降罕 坐筆ゟ
日刻陰陽元宗 城内 ゟ守社 後ゟ清祓執行 弥両使至

一 幸神ゟ城内 ゟ守社御供 弥両使至沢 両使ゟ
役ゟ清祓 ゟ両 幸神ゟ
陰陽役ゟ清祓神前 使至沢神ゟ
神ゟ神前使至沢 ゟ事 貴命称社道祖神迁御幸
沢神前 ゟ守社 ゟ両迁御沢 神前使至
御末ゟ ゟ

神主 功久 月番 無資 御供 氏雄 修理方
正大工 日称ゟ人 弥人 動人
神号 動人 小者 動人 松竹ゟ一人

一 少 社 神院八民神小者役之
右 御ゟ 許役不ゟ出之
一 十九日辛卯晴

832
97
305

一入夜ヨリ造営掛リ集
一早光院千若院ヨリ観音供料ノ儀ニ付
支度雪隠ノ儀ニ付先年ノ通
ニ可致旨掛リ宛千若院ヨリ合之書付
掛リ宛ニ而差出ス
一各方収納ノ儀ニ付右ノ通ニ而
一廿日壬子曇 昨ヨリ雪降
廿日 壬子曇 昨ヨリ雪降
一入夜ヨリ造営掛リ集
一衆人ヨリ米拾四石六斗納ル
廿一日 癸丑晴
一今日社家ヨリ為義雅ヨリ
俊公御名未ノ御ノ号五十貫文ノ請
ノ御礼ノ為名代ノ為ニ参ル一荷ニ
ハ御太刀ノ為ニ而御ノ為ニ
廿二日 甲寅晴
一雨日寄合 当家氏子掛ノ儀ニ付
一事着ノ儀ニ付四ノ月ノ内ニ
ヨリ月ニ仕候ノ事 雅ヨリ
評儀ノ通ノ事
一ノ儀ニ付ヨリ

832
97
305

評定所ヨリ御尋ニ付三百日目ニテ一度ニ
一度ニ院ヨリ御尋候ニ付明後廿四日ニ
僧中ヨリ御出ニテ可然旨ニ付
廿四日雨天晴
一別斗勤功ノ義ニ付
寺家ヨリ執奏一社奥書ニ
寺家ヨリ執奏ニ
上賀茂神主ヨリ
猶予ノ義ニ付
此節二月ヨリ三十日ニ
寺社ヨリ御尋ニ
供僧衆
青蓮院ヨリ
西本願寺ヨリ

右之通供僧中ヨリ
一統寺社ヨリ
丙十二月廿四日
御寺社所
御書物奉行横井
上賀茂一社衆
岡本安房守
富田備後守

御書物奉行
寛保三年二月廿八日ヨリ三月廿七日ヨリ三十ヶ日之間
寺社御尋ニ付如下ノ通
丙十二月
西本願寺ヨリ院ヨリ
ヨリ出ル通ニ候ニ付
事ニ猶予願ノ事ニ付
寺社御尋ニ付
供僧

832
97
305

廿七日己未晴

一 當日參會 參宮氏哲相詰之內
一 去廿三日樂人正辻家勤方
依存當 家未被面會之段申報旨其伸家老
一 當年之内 為之初報旨其伸家老
參會 勤方 之段申報旨其伸家老

安永七戊戌年

正月大

二日癸亥曇

一 當飯後小參會 出席略之 參宮兼吉披露
一 前田忠次郎ゟ拳納御太刀代 銀四枚 保韶ゟ届之
許 結飯書 ゟ届之 別紙之事
覚
御劔料 一 白銀 一枚
御鐙料 一 同 三枚

右之為御劔料等附ゟ被致社納永如件

閏十二月廿九日 上賀茂一社中 人參判

前田忠次郎殿

832
97
305

五日 丙寅 少雪

一 家雪 家来惣右衛門 届

一 去冬廿九日保潔之神酒壱瓶 御知仕の行事一夜に神多以下の頒つ

一 評定こと済うこと 御社司 この事加留 祝言 この事加留

一 十二日癸酉 天晴

一 式日参雪 家来兼吉 指遣之 一保潔 一御料之後之 御書付 この事加留

評議まて書付のこと 御変 書付十三日 記之 此又

一 席々云神主 要神主 同帳之 御届之 御用之始之 記之 御社家之 御参之 御社家之事 方々 御頒之事

評 豊光院 招之 御社家 来報 和より 吟之 御社家 来報 和より 吟之 御社家 来報 和より 吟

832
97
305

右毎月紙日仕正五九月志三旬一夜ニ吉合ゞ
志ケ半ニ都合志年八合閏月者ニ半志年
九合保潔家ゟ請ゟ渡ス可解怠ゟ懸事

安永六年 酉 十二月

社中 ㊞

十七日 戊寅 快晴

一紙仮度ゟ者代息父兼義ゟ
ゟ者ゟ事孝安ゟ代千ゟ院ゟ
別当仮ゟ西ゟ事方ゟ辺ゟ中井孫ゟ
那書并例書ゟ者ゟ那ゟ

孝預ゟ收之覚

上賀茂神宮寺ゟ供僧惣代
當二月廿ゟ日ゟ以上 吉祥院 ㊞
戌正月 西蓮院 ㊞

右ゟ通一社ゟ

上賀茂一社惣代
岡本安房 ㊞
松下陸奥 ㊞

戌正月十七日

御奉行所

右ゟ通西御門ゟ者ゟ
那ゟ加判小十ゟ
ゟ者ゟ執ゟ
呼ニ来再出ゟ

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第18冊』 請求記号 832-305　ガラス使用

832
97
305

廿観音神事当十一面観音ノ事ヲ
廿四日乙酉 曇
一昨夜酉ノ事方ノ空ノ時一社奉行 供僧奉行 十禅師
当年未年奉行ノ処ノ久義 供僧奉行 十禅師 豊光院
勧次未刻ヨリ御名御渡候云々 西ノ谷ニ神輿
出御先ニ警固ノ武士 ト数ノ毎ニ開帳 ト数
渡御社頭ニ着御先ニ警固ノ武士 ト数ノ毎ニ開帳
供僧ノ当年ノ人数書付出ス 奉行ノ先輩ヨリ
一遍ノ宮中ニ着建ノ日ヨリ先輩ヨリ一遍ノ宮ノ入処ニ着御ノ礼ニテ当年ノ奉行ノ処ニ
当年ノ奉行ノ

832
97
305

[illegible]文の事

一 廿六日 五泉院[illegible]文参詣
一 京都ニ而八九ヶ所建立
門前[illegible]
評先格ニ通ニ[illegible]
一 吉人今度中陰ニ満院ニ[illegible]
[illegible]御造営[illegible]
[illegible]
[illegible]
評[illegible]
[illegible]
一 席ニ而先格首途ニ候[illegible]

[illegible]
評[illegible]
[illegible]

廿八日 己亜晴

一 朝俊[illegible]
一 重業費布[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
上記[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第18冊』 請求記号 832-305　ガラス使用

832
97
305

戌正月廿八日

御奉行衆

申刻出屋西御役衆ヨリ
若田忠次下参ル為長吉ヨリ入
関東下向ノ為ノ上ヨリ之事

一寺家中ヘ建札之字ヲ書ル事

一開帳之札当来ヨリ

自来二月廿八日至三月廿七日
本尊十一面観世音菩薩

令御開帳者也

戌ノ正月

上賀茂神宮寺

上賀茂一社惣
山本上総介殿
松下之位殿

同御堂ヨリ出ル

自来月廿八日至三月
廿七日三十日之間為結縁
幸当 十一面観世音菩薩
聖 観世音菩薩

令御開帳者也

戌正月 當所 神
宝

月番 門前之

自二月二十八日
御開帳

至三月二十七日

右之通ニ書記申ス
正月廿八日

寺家中

832
97
305

一家婦後早く御造営掛り弟と協力集会表下向まで本陣方にて用意の諸書出来且道途六日昼夜の間三種香木こうもの変

一相法こと等こと

一旅宿富士屋長右衛門に業内こと書状こうもの変

一此年六条河原にて天狗芝居興行こうもの変

但右ハ和村平右衛門倅権七下木左右衛門倅信次郎

一熟上ゟ麻執行志摂進以下中筆こと如

一当春神社ゟ日次吉凶方角こと等こと

一熟上ゟ巻数奉献四枚内幸宮御枝葉御花已下十六枚但文言ハ奏使ゟ通

一此節柳営ゟ諸書出来但二月六日ゟ記ス

二月 大

五日丙申晴

一朝日参会礼ニ幸宮新清掖嘉通朝臣

一昨日参会礼ニ幸宮新清掖嘉通朝臣

一当日ゟ七ヶ日神事ニ付参会ニ通 竹ヶ鼻口ハ役人見

一四日九ツ時西御役所ゟ書状ニ付重陽年中行事御祝儀

渡候ニ付家来那美出遣ニ付左之通

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第18冊』 請求記号 832-305　ガラス使用

832
97
305

奉幣中よし流鏑出事ニ付
脚勢ニ付ニ日帰之分ハ
よし書入ニ付当年分ニ
致候事ニ付
右ハ流鏑ニ
御神事ニ付
白木文箱入

一戸田周幡
右両後ニ
山村信濃
赤井城前

右ハ流鏑ニ
牧野豊前

右当年御幣帛ニ付之
入江前田之野氏ニ、右ニ付
ニ付よし

一同日神ニ付之息ニ
中よし

六日丁酉晴

一陣時ニ
一関東ニ

覧

一弾子　六貫目
一白紅水引　五十把
一大奉書　六帖
一小奉書　六帖
一杉板　六枚

一沢水引　四拾把
一大奉書　六帖
一小奉書　六帖
一要紙　六帖

832
97
305

一葛紙　両法
一麻利支天　十幅
一萎使勤定帳　壱冊
一箱入　壱合
一挾箱　壱荷
一法花会料　壱
一長持合　壱
一四布ふん　壱
一馬灯燈　張
已上
一神主関係之事共　当年後之俊之
評定所業久ト之事
一評議年ヲ首途ヲ経ル席ニ
着ス順番ニ
筆頭　朝着　毎ニ半髙
次武敵　三方　土器三枚　松梅
着
神主　西上北面　雑掌　季業
次評頭保健　正祢宜　業久　西上南面
先業久ト神主、神主ト業久ト保健ト、
業久ト保健ト、保健ト神主ト保健ト、
業久ト季業、季業ト業久ト、保健ト
年ヲ隔ル
次貴布祢宜息久　評定所ニ着　業久ト
業久ト保健ト、保健ト息久ト、息久ト保健ト、年ヲ業久ト
合和ス保健ト保健ト合和ス、保健ト二人職中ト、仕ニ孟

832
97
305

昆布　厨女　豆　二人ニ　業久保健右昆布厨女豆
赤飯　狭地　新穢ヲ
申刻比老若参会　参会者赤飯
一此夜御遷宮御事　太玉命御礼関係
当年用意真綱等ニ当ル事ハ
右年行者是也
八日　己酉　晴
一御神主　関東ヨリ神人ヲ以　貴布禰宮息久雑掌季業
祭使ヲ通　荒草ヨリ席中見立ル事
十二日　曇天
一神宮寺ヨリ神宮寺　洞懐寿　供僧中ヨリ死ノ書付ノ写
一　御祈事ニ付ヨリ覚

一神宮寺　泥ヲ以　道作ル後
一梶田御社参　板橋ヲ御通
一神宮ヨリ西ヨリ御社参仮橋ヲ
一右ノ寺仮橋ニ用ル橋板ヲ
一神宮ヨリ護摩木ヲ受ル後
一番ノ座ヨリ修ヲ上ル後
右ノ年之通ノ事ヲ上ル日ヨリ
成ル迄
一社御中
一業務後少ノ間　平務堂業ノ日ヨリ
参ル事無之候　旅番
一業務後少ノ間ニ手伝ヲ掛ル事ヲ

8

当安祀之候条 御心得之事

一供僧中之家ハ護摩木之候事

許二月当年ハ、可致之候

一弥之沈之候ハ、可申之候

許来申之若当年ニ十六日ニ可致之候

家ニ有之ハ沈百姓勤可申之候

一掘田社辺指之御祓可申之候

許川奉行仲ハ可

右年之各可致

十三日

一供僧之内ニ而之年ニ当年ニ可

一今日供僧并惣代ニ寺家ニ而奉書之上ニ而

一後之祓可申之候

覧

当神事ニ関係之候ハ先格ニ而ハ社中ニ而寺家ニ而

着坊ニ而ハ散銭諸入用勘定ニ而

事ニ候ハ、如何様ニ候ハ寺家ニ而

散銭之儀ハ、社家ニ而

之候ハ、如何様ニ候ハ上洛之候ハ、通之

御供僧ニ而ハ関係之候ハ、其事ニ而

ハ候ハ、当之候ハ、後之候ハ、為例格ニ而

安永七年戌二月

右之通ニ而仕候以上

戌

二月

社中

惣代

千葉院中

一社神中

十五日晴

一弥宮ゟ沈掃除等為奉行月番ニ而
頭弁一統ニ而御出ゟ

十六日晴

一供僧中ゟ新之護摩ニ付月番ニ而
勅使ニ而御出ゟ

十七日晴

一祝部代ゟ弥宮ゟ要用ニ而
御呼ゟ

豊壱院下
玉泉院下
千手院下

一少家ゟ序ニ幸家卿ゟ来ル廿六日
許ニ而書ゟ

廿一日晴

一早朝参ル業久兼義朝臣
目ニ方、ゟ込ル之野ゟ来ル
ゟ供僧ゟ十出ゟ候ル
終ル而ゟ如ル
書写紙ゟ通書改ル
ゟ没ル
書ル而ゟ
御書ル而ゟ
御ゟ

832
93
3

一 此度神官雲部左京当社御祓仕候ニ付 勝長澤教来
竹ノ子差上ニ付 為礼物 金弐百疋 差遣ス
一 十七日 御祭礼ニ付 御神輿御供仕候 社家中
惣出仕 御神前ニ而 神楽奉納ス
一 十七日 両天
一 神拳ノ所
一 弐百文 当家 奏聞指登ニ付
一 去廿日 今度神官当家 御祓仕候ニ付 社家中
神官ニ通 為餞小児ニ 放鳥ヲ 銀十匁七
匁ニ 買ス
一 去廿四日 千葉院ヨリ 御影板木 当家ニ 御預ケ
一 豊前院ヨリ 文庫ノ 神号 当家ニ 御預ケ
一 去廿五日 千葉院ヨリ 文庫ノ 神号 当家ニ 御預ケ
一 去廿六日 千葉院ヨリ 文庫ノ 神号 当家ニ 御預ケ
一 去廿七日 千葉院ヨリ 文庫ノ 神号 当家ニ 御預ケ
一 去廿八日 千葉院ヨリ 文庫ノ 神号 当家ニ 御預ケ
一 去廿九日 千葉院ヨリ 文庫ノ 神号 当家ニ 御預ケ
一 去晦日 千葉院ヨリ 文庫ノ 神号 当家ニ 御預ケ
一 去朔日 千葉院ヨリ 文庫ノ 神号 当家ニ 御預ケ
一 去二日 千葉院ヨリ 文庫ノ 神号 当家ニ 御預ケ
一 去三日 千葉院ヨリ 文庫ノ 神号 当家ニ 御預ケ
一 去四日 千葉院ヨリ 文庫ノ 神号 当家ニ 御預ケ
一 去五日 千葉院ヨリ 文庫ノ 神号 当家ニ 御預ケ
一 去六日 千葉院ヨリ 文庫ノ 神号 当家ニ 御預ケ
一 去七日 千葉院ヨリ 文庫ノ 神号 当家ニ 御預ケ
一 去八日 千葉院ヨリ 文庫ノ 神号 当家ニ 御預ケ
一 去九日 千葉院ヨリ 文庫ノ 神号 当家ニ 御預ケ
一 去十日 千葉院ヨリ 文庫ノ 神号 当家ニ 御預ケ
一 去十一日 千葉院ヨリ 文庫ノ 神号 当家ニ 御預ケ
一 去十二日 千葉院ヨリ 文庫ノ 神号 当家ニ 御預ケ
一 去十三日 千葉院ヨリ 文庫ノ 神号 当家ニ 御預ケ
一 去十四日 千葉院ヨリ 文庫ノ 神号 当家ニ 御預ケ
一 去十五日 千葉院ヨリ 文庫ノ 神号 当家ニ 御預ケ
一 去十六日 千葉院ヨリ 文庫ノ 神号 当家ニ 御預ケ
一 去十七日 千葉院ヨリ 文庫ノ 神号 当家ニ 御預ケ
一 去十八日 千葉院ヨリ 文庫ノ 神号 当家ニ 御預ケ
一 去十九日 千葉院ヨリ 文庫ノ 神号 当家ニ 御預ケ
一 去二十日 千葉院ヨリ 文庫ノ 神号 当家ニ 御預ケ
一 去二十一日 千葉院ヨリ 文庫ノ 神号 当家ニ 御預ケ
一 去二十二日 千葉院ヨリ 文庫ノ 神号 当家ニ 御預ケ
一 去二十三日 千葉院ヨリ 文庫ノ 神号 当家ニ 御預ケ
一 去二十四日 千葉院ヨリ 文庫ノ 神号 当家ニ 御預ケ
一 去二十五日 千葉院ヨリ 文庫ノ 神号 当家ニ 御預ケ
一 去二十六日 千葉院ヨリ 文庫ノ 神号 当家ニ 御預ケ
一 去二十七日 千葉院ヨリ 文庫ノ 神号 当家ニ 御預ケ
一 去二十八日 千葉院ヨリ 文庫ノ 神号 当家ニ 御預ケ
一 去二十九日 千葉院ヨリ 文庫ノ 神号 当家ニ 御預ケ
一 去三十日 千葉院ヨリ 文庫ノ 神号 当家ニ 御預ケ

三月小

八日晴
一 弁財天 御祭礼ニ付 書物来ル 翌日 登城ス 礼帰 森山注進
廿日晴
一 年頭之御祝儀来ル 社参 弁ニ 物之 雑掌 重兵衛 来ル

832
305

一 息久上京罷在候間御用之儀も
無之候間
一 春季祭礼之儀ニ付而者
一 先例之通相勤候事ニ候
演説ニ付
一 春之御祭礼ニ付而者
廿日上京之節
廿六日上京之節
一 来ル
廿二日 晴
一 今朝鴨脚三位ゟ今日上京之
一 来ル廿四日御祭礼ニ付
当月朔日御目見ニ御参詣
右御礼
廿七日 晴
一 申刻雨降候也
一 朝食後雨降申刻閉候
多キ引掛ニ付

春祭ニ付而者
為御礼
書状差出
御祭礼ニ付
為御礼
社家一統
為御礼
御祭礼ニ付
為御礼
社家一統
貴布祢社
上社家一統
松下三位
山本上總介
松下
陸奥守

[illegible]
一 御供所 [illegible]
[illegible]
一 先年御神殿之御屋根 御葺替之節 [illegible]
[illegible]
[illegible]
一 御奉行所
御在所より
先年御神殿之御屋根 御葺替之節 [illegible]
今廿七日申刻閉帳 依之 御神殿より左ニ
上賀茂一社惣
山本上総介殿
岡本帯刀殿
一 御奉行所
右之通ニ候 已上

廿九日庚寅 曇
一 朝飯後早々 青蓮寺 善教坊 [illegible]
一 昨日 [illegible] 御供 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[

擇申

小森社 藤木社 竹鼻社

右正遷宮

今月十五日乙巳 時 亥子

右擇申如件

安永七年四月八日 陰陽従五位上倚顕

評 十五日治定 当日御日供勅使を有るべき先格勤めこの者

之を行ふべき

十四日甲辰 晴

一明日小社四社正遷宮事 月次奉幣

之を延ばし後擇保事勅使を立つ

一小社四社正遷宮事 当日幸 御日供勅使並

御供備進の儀 例の如し

一来八日小社正遷宮日時勅使

右十四日 不宣 十宮 亥子刻 宜しや 勅定を以て

評 先格之通 宜しく遵行すべし

十二日

一武日 当宮 亥子 氏哲 権禰宜 陰陽 奏

一来八日小社正遷宮日時勅使 陰陽寮 勘文

代官保 事勤め 行事 官人 雑掌 事業 等 召具し 雑掌

一御遷宮 来臨の御礼 当宮 陰陽寮 勘文

評 先格之通 宜しく遵行すべし

十二日

一武日 当宮 亥子 氏哲 権禰宜 陰陽寮 勘文

一来八日小社正遷宮日時勅使 陰陽寮 勘文 雑掌

代官保 事勤め 行事 官人 雑掌 事業 等 召具し

一御遷宮 来臨の御礼 当宮 陰陽寮 勘文

評 先格之通 宜しく遵行すべし

十二日

一武日 当宮 亥子 氏哲 権禰宜 陰陽寮 勘文

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第18冊』 請求記号 832-305　ガラス使用

893

一四社へ日供二膳ツヽ用意之事
右之外業用方如先
一陽勝変異有之変化之祓之儀
一十月廿四日小社四社迄
来停止事 但刀祢并ニ
一若日四社法祢保月変之
一陰陽博被差遣候事
一当日斎王御迎ニ小社へ
一次官之役ハ日勝評定之
一当日月変之儀理方之人ハ陰勝変ニ而刀祢

勤之事
一幕十張道道於牧布単之事
一仲司少史已下之用意之事
一生絹壱疋之事 勤之事
一当日夜陰陽師ニ而
十五日乙巳晴
一小社四社正迁宮事 幸之事
日供一膳迁宮之後
少祢部至

一都合行月変評定之儀保無堅
一宮迁幕張基本迁之役之事
五社之祓陰陽博被

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第18冊』 請求記号 832-305　ガラス使用

832
9
30

内務寺社兼之来二社少輔社丞内務両列来廊

一両列之者拝領有、集会少輔社、来向西上之事列

一之事殿汐参事社正近之汐拝領内務寺社来西上之後

日供備之事列之席事殿社評定後来供向者任義

汐夜食ハ之ニ辞者保倫 仲号少輔寮之事

之事

一近官所務之汐官月番評定無堅御評定寅之

者事月番之保倫倚就有代保倫 西之位次

少輔之内之人、弾之之人、松内事仲号少輔之者四人来勤

一少輔社西廻内座氏弾少輔勤之者之来西社内務寺社

西廻内座之役少輔勤之夜食之事ハ内務寺社兼之

御燈ハ油ハ拝領来之事

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第18冊』 請求記号 832-305　ガラス使用

832
97
305

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第18冊』 請求記号 832-305

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第18冊』 請求記号 832-305

ガラス使用